1 クレジットカード濫用事案における 支払停止抗弁の信義則違反等

永井隆光

山下·柘·二村法律事務所 弁護士

東京地判令3・7・19令元 (ワ) 28209号債務不存在確認等請求事件 2021WLJPCA07198001

●――事実の概要

1 スキーム概要等

本件は、農産物の生産販売等を営んでいた a社が、クレジットカード決済を利用した資 金調達スキーム(以下「本スキーム」という) を構築した上で、同社従業員等であるB及び Cがカード会員Xに対し本スキーム参加の勧 誘を行い、その結果、Xが同社との合意に基 づき、Y発行カードを用いて本スキームの下 で商品購入及びカード決済を行った、という 事案である。

本スキームの概要及び変遷は、以下のとおりである。要して言えば、ECサイト上での商品購入を仮装してカード決済を行うことにより、カード会社ないし決済代行会社から立替金等を詐取して、これを原資として協力者への資金返還及び利益提供を謳う、いわゆる現金化スキームの1種である。

(1) 旧スキーム

① 平成27年8月頃から、a社は、FCと呼ばれる協力者(カード会員)に、a社の販売サイトでカード決済の方法により商品を購入させ、a社が決済代行会社を通じて購入代金の立替払等を受けて事業資金に充て、協力者

に対しては、カード利用代金の支払日までに 購入代金に利益を上乗せした金額で a 社が商 品を買い戻すこととして、資金調達を行うよ うになった。

② 平成29年初め頃に、決済代行会社から加盟店契約を解除される等したため、a社は、協力者等にa社の販売代理店となる法人を設立させ、以後の商品購入及びカード決済を当該販売代理店(以下「本件加盟店」という)の販売サイトで行わせるようになったが、商品は実在しなかった。

(2) 新スキーム

- ① 平成30年夏頃、a社は、同社主導で設立されたb社運営サイトで本件加盟店の商品を掲載し、インフルエンサーと呼ばれる協力者が、同サイトで商品購入及びカード決済を行い、SNSで商品の宣伝をする一方、a社関連のc社の運営する買取店に商品を買い取ってもらうことにより、宣伝報酬と買取代金により決済資金を100%回収できるうえ、利益を得られ、カードのポイントも貯めることができる仕組みを構築し、協力者もこれに参加した。
- ② 平成31年1月頃、a社は、同社主導で設立されたd社運営サイトを用いて、上記(2)①

とほぼ同様の仕組みを構築し、協力者もこれに参加したが、ここでは、協力者が商品を消費するものとされ、協力者は、購入した商品代金の100%を宣伝報酬として回収し、カードのポイントも貯めることができる仕組みとされた。

2 Xによる本件決済等

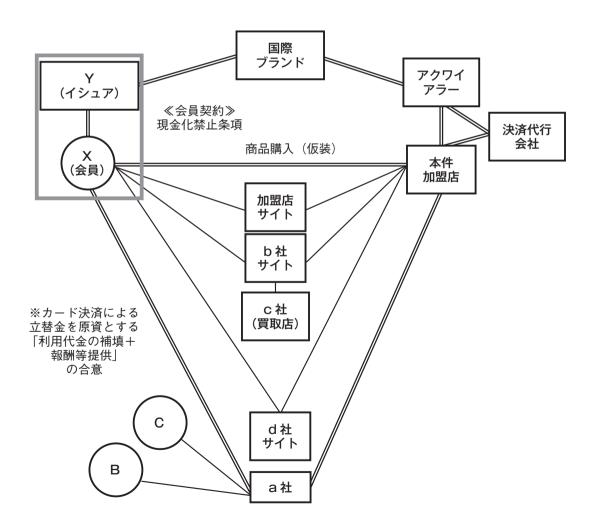
Xは、会社の元同僚からの勧誘を受け、平成30年11月5日に、a社大阪オフィスでB及びCと面談し、本件スキームへの勧誘を受けた。

事案概要図(本件決済の構造)

その後、Xは、平成31年1月10日頃までの間に、本件加盟店との間で複数回にわたり商品購入及びY発行のクレジットカード(以下「本件カード」という)による決済(一括払い。以下「本件決済」という)を行った。本件決済は、いわゆるオフアス取引であった(事案概要図参照)。

3 訴訟に至る経緯

(1) 平成31年2月、カード会社1社から本件加盟店1社に対し支払留保措置が取られた上、決済代行会社1社から複数の本件加盟店



に対し支払留保措置が取られた。

a社は資金繰りが悪化し、同月中に多数の協力者に対して支払ができない状況となり、その後、愛知県警の捜索を経て、破産手続開始決定を受けた。

- (2) Xは、令和元年5月15日、a社及び本件加盟店に対し、本件商品購入契約について、クーリングオフ、解除、詐欺取消し、錯誤無効又は合意解除する旨の意思表示をした(以下「本件抗弁」という)。
- (3) Xは、令和元年6月14日に支払方法を一括払いからリボ払いに変更(以下「本件後リボ変更」という)した上で、Yに対し本件抗弁の通知等をした。
- (4) Xは、Yに対し、①主位的に、本件決済 に係る支払債務計72万1800円の不存在確認、 ②予備的に、当該支払債務について履行請求 を受けたときはこれを拒絶することができる 地位の確認を請求する本件訴訟を提起した。

●——判旨

いずれも請求棄却。

- 1 主位的請求(支払債務の不存在確認)
- (1) 支払請求の信義則違反の基準(基準1)

立替払契約と売買契約の法的別個性を確認しつつ、加盟店がカード会社の履行補助者にあたらないとの判断をした上で、「購入者と販売業者との間の売買契約が無効とされる場合であっても、販売業者とクレジットカード会社との関係、販売業者の立替払契約締結への関与の内容及び程度、販売業者の行為に関するクレジットカード会社の認識の有無及び程度に照らし、販売業者による販売の無効行為の結果をクレジットカード会社に帰せし

め、売買契約と一体的に立替払契約について もその効力を否定することを信義則上相当と する特段の事情がない限り、売買契約と別個 の契約である立替払契約が無効と解する余地 はない」(以下「基準1」という。なお、判 決文の引用における下線は、筆者が付したも の。以下同じ)。

(2) 取引の不可分一体性を理由とする信義則 違反主張の否定

イシュアであるYがa社の「仕組みに関与」 していたこと及びYが本件決済時点で当該取 引がa社関連取引であり「取引を停止すべき ような事情を認識」していたと認めるに足り る証拠はないから、上記(1)の「特段の事情」 があるとは認められない。

(3) チャージバック義務違反を理由とする信 義則違反主張の否定

「チャージバックは、主としてイシュアーとアクワイアラー間のリスク分担の問題」であり、加盟店の不正は、「アクワイアラーに関する問題であるといえ、被告との関係で直ちにチャージバックをする義務が生ずるとはいえない」。

さらに、オフアス取引において「イシュアーが当然にアクワイアラーと同じ程度に加盟店の情報を把握しているとはいえないし、これに加えて、被告が、a社又はその関連会社に関して異常な取引が継続していたことなどの具体的な情報を取得していたことを認めるに足りる証拠はなく」、上記(1)の「特段の事情」があるとは認められない。

(4) 加盟店管理義務違反を理由とする信義則 違反主張の否定

イシュアであるYとアクワイアラー又は決済代行会社との間には、国際ブランドを通じ

た関係が存するに過ぎず、Yに「加盟店管理 義務が存することを認めるに足りる的確な証 拠は存しない」。

また、Yが異常取引継続等の「具体的な情報を取得していたことを認めるに足りる証拠はなく」、上記(1)の「特段の事情」があるとは認められない。

2 予備的請求(支払拒絶の地位確認)

本件加盟店との間でX主張の本件抗弁が存在することを認めつつ、要旨以下のように判示。

(1) 支払停止抗弁の信義則違反の基準(基準2)

割販法30条の4(及び会員規約)の支払停止抗弁は、支払停止が信義則違反となる場合には行使できないとしつつ、「ここでいう信養に反する事情としては、加盟店に対する抗弁をクレジットカード会社に主張できる趣旨からして、単なる悪意・過失をいうのではなく、クレジット契約の不正利用によってクレジットカード会社に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的にこれに加担したというような事情がある場合を意味するものと解される」(以下「基準2」という)。

(2) 支払停止抗弁の信義則違反の認定

Xが説明を受けた内容からすると、「a社の取引スキームの全容は理解していないとしても、ポイントその他付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするものであることにあたることは容易に理解できるものであるほか、少なくとも商品の売買契約を締結しているのに代金の負担がないというのが通常の売買ではないということは容易に理解できるものといえる」。

「さらに、本件取引は、当初割賦販売法の 適用のない翌月一括払い方式で契約されてい たものであるところ、原告が被告に対してチャージバックの申請をし、これが通らないことを把握したのちに、リボルビング払いに変更して抗弁の承継を主張するに至ったものであるから、<u>リボルビング払いに変更した主たる目的が、被告に対する抗弁の接続の主張をする目的であることが明らか</u>であるといえる。そして、原告自身が本件をチャージバックにより処理されるべき事案であることの主張をしているのであるから、この責任をクレジットカード会社に負わせるために主張することは信義に反するというべきである。」

したがって、X主張は信義則違反であるから、営業該当性(割販法35条の3の60第1項1号(適用除外規定))を判断するまでもなく、予備的請求には理由なし。

●——研究

1 問題の所在

本件は、事実関係から見て、いわゆる「西山ファーム事件」として耳目を集めた訴訟群の1つと思われる。

かかる訴訟としては、①同社代表者や販売店等につき擬制自白等により損害賠償責任を認めた名古屋地判令4・2・24 (2022WLJPCA 02246006) がある一方、②本件のようにイシュアを被告とする債務不存在確認請求等のほか、③アクワイアラー等をも被告として加盟店管理義務違反等を理由とする不法行為請求等を行う事案も存在するが、少なくともカード会社との関係では、相応の攻防を経た後、カード会社の責任を否定し会員の責任を肯定する方向での和解や取下げにより終了する例が多いようである。

これらのうち、本件は、会員Xがイシュア Yに対し、①主位的に支払請求の信義則違反 を主張するとともに、②予備的に支払停止抗 弁(割販法30条の4)を主張し、その信義則 違反も争点となった事案である。

2 カード支払請求の信義則違反の有無

(1) 従前の裁判例と本判決との関係

カードのショッピング利用の支払請求の信義則違反を論じた裁判例としては、①イシュアの加盟店調査・管理義務違反を理由とする信義則上の支払拒絶主張を排斥した東京地判平21・11・24(2009WLJPCA11248016)、②加盟店不正を理由とする信義則違反主張を排斥した東京地判平27・3・26(2015WLJPCA03268023)、③過剰与信を理由とする信義則違反主張を排斥した東京地判平27・6・10(2015 WLJPCA06108005)等が存在する。

この中で、本判決は、引用関係が明示されていないものの、個別クレジット事案において原因契約の無効と立替払契約の効力との関係について論じた最三判平23・10・25民集65巻7号3114頁(評釈として、山本豊評釈(別ジュリ224号114頁)、新堂明子評釈(ジュリ臨増1440号62頁)等)の無効連動の基準を参照して基準1を示したものと思われる点で、特色を有するものである。

(2) 基準1についての検討

この点、同最判は、個別クレジット事案について、原因契約と立替払契約の法的別個性を前提としつつ、前者の無効が後者の無効をもたらす例外的場合を限定的に認める規範を定立したものであるが、この法的別個性はクレジットカード取引にも同様に妥当することから、本判決が同最判に範をとったことも、方向性としては理解し得えないものではな

V10

しかしながら、個別クレジットは、個々の 商品購入ごとに与信判断を行う取引類型であ り、与信の勧誘や申込書の取次ぎ等まで加盟 店が行う等、与信業者と加盟店の密接牽連性 が強固である点に特徴があるものであるのに 対し、クレジットカード取引は、個々の商品 購入ごとの与信は行わず、カード発行時に包 括的な与信枠を付与し、個々の利用判断は会 員の自由に委ねる取引類型であり、加盟店が 個々の利用の勧誘や申込書の取次ぎ等まで行 うものではない等、与信業者と加盟店の密接 なものである。すなわち、両者はそもそも取 引実態において大きな差異がある(その中で も特に、オフアス取引のイシュアを個別クレ ジットの信販会社と同列に論じることはでき ない)ものであり、個別クレジット事案の基 準をそのままクレジットカード事案に応用する ことの合理性にはそもそも疑問の余地がある。

のみならず、同最判は、既払金返還(不当利得返還)請求の理由として立替払契約の無効が主張されたのに対して、例外的に原因契約の無効が立替払契約の無効をもたらし得る場合を論じたものにとどまり、「信義則違反」の基準を論じたものでもないから、本件の未払金請求の信義則違反を判断する基準としては適切でないように思われる。

さらに、X主張を「支払請求の信義則違反」と整理する以上、その評価根拠事実をX、評価障害事実をYが主張立証することになるところ、本判決は、Xが評価根拠事実として主張した「チャージバック義務違反」及び「加盟店管理義務違反」については、そもそも義務の存在自体を否定している。かつ、X主張

の「不可分一体性」については、本判決はその存否等を明確には判断していないが、Yの「仕組みへの関与」や「取引を停止すべきような事情の認識」を不可分一体性の構成要素として位置づけつつ、これを否定しているようにも読める。

以上によれば、本件の主位的請求の判断においては、あえて基準1を定立せずとも、単純に、信義則違反の評価根拠事実が認められない、としてX主張を排斥すれば足りたようにも思われる。

3 支払停止抗弁の信義則違反の有無

(1) 従前の裁判例と本判決との関係

個別クレジットの支払停止抗弁の信義則判断については多数の事例がある(近時の裁判例については山本豊「キャッシュレス取引裁判例の動向(平成30年~令和3年3月)」(本誌9号9頁、同10号8頁、同11号6頁)が詳しい)が、カードの支払停止抗弁の信義則違反を論じた裁判例は、調査の限り本件以外に確認できなかった。

もっとも、少なくとも、本件のように「会 員が一括払いを事後にリボルビングに変更し た事案(後リボ事案)において、支払停止抗 弁主張を信義則違反と判示した裁判例」とし ては、本判決が初出であるように思われる。

さらに、本判決は、引用関係が明示されていないものの、個別クレジット事案で支払停止抗弁の信義則違反について論じた大阪高判平16・4・16(2004WLJPCA04166002。いわゆるダンシング事件判決)の信義則違反基準を参照して基準2を示したものと思われる点で、特色を有するものである。

(2) 基準2についての検討

しかしながら、同高判も個別クレジット事

案であり、上記2(2)で述べたのと同様、同高 判の基準をクレジットカード事案である本件 にそのまま応用することの合理性にはそもそ も疑問の余地がある。

特に、同高判については、同じ個別クレジットの事案においてすら、事案相違を指摘してその判断枠組の採用を否定した東京地判令3・3・26(2021WLJPCA03268043。これに言及するものとして渡辺達徳評釈(本誌11号37頁))もある以上、安易に一般化し得るものではないと理解すべきであろう。

さらに、最高裁事務総局資料において、制度導入当初から、「購入者が作出した一方的事由に基づく事由は、三十条の四にいう抗弁事由に該当しない」とされ、「①購入者と販売店間の虚偽表示、②購入者の心裡留保、③購入者と販売店間の合意解除等は三十条の四に定める抗弁事由には該当しない」としつつ、いわゆる名義貸しについても、「購入者に背信的な行為、例えば心裡留保、虚偽表示等の行為があるときには、抗弁事由に該らない」、と解されていた点にも留意が必要である(最高裁事務総局編「信販関係事件に関する執務資料(二)」(1985)74頁)。

のみならず、本判決は、基準2を示しながらも、スキームについてのX認識可能性や本件後リボ変更の主目的のみを挙げて信義則違反と判示したものであり、基準2(損害認識と積極的加担)の具体的あてはめすら行っていないのである。

(3) 後リボについての経産省解説と本判決の関係

なお、いわゆる後リボについては、「当初 は翌月一括払いの契約であっても、後リボ特 約に従ってリボ払いに変更された後について は、…抗弁権の接続(第30条の4、第30条の5)の規定が適用(又は類推適用)可能と解される」とするのが平成20年以降の経産省解説であり(平20版50頁、平28版51頁、令2版55頁。同旨の解釈を示すものとして、条解消費者三法〔第2版〕(2021)1570頁、後藤巻則=池本誠司「割賦販売法」(2011)203頁)、本判決が本件後リボ変更のみをもって信義則違反としたようにも読める点は、経産省解説との関係が論点となり得る。

もっとも、会員がイシュアに対し後リボ変 更の手続をとることは、「従前は一括払い方 式であったが、以後はリボ方式で支払う」旨 の意思表示そのものであるところ、これは 「支払停止抗弁規定の適用により支払拒絶す る」という言動とは矛盾するものであり、信 義則の一環をなす禁反言法理に明らかに抵触 するものと言わざるを得ない。

そして、かかる反言行為を法が推奨することなどおよそ想定し得ず、行政がかかる解釈 を採用したものと解することもまた困難というべきである。

以上によれば、経産省解説は、「後リボ変 更後は、支払停止抗弁規定による抗弁主張は 一応可能(ただし、信義則違反の再抗弁等の 余地を否定し得るものではなく、その成否は 具体的事情による)」と解釈したもの、と理 解するのが、一般的法理解にも整合するもの と言えよう。

(4) 会員規約上の禁止行為と信義則違反

なお、本件でYが信義則違反として主張したにもかかわらず何故か裁判所が明確には認定しなかったものとして、会員規約上の禁止行為(現金化禁止条項)違反の点がある。

クレジットカードの会員契約においては、

本件のような売買仮装や現金化取引といった 会員の欺罔行為について、これを禁止しつ つ、会員資格喪失等という重大な効果を設け る例が一般的であるところ、会員契約がイシ ュアと会員との信頼関係に基づく継続的基本 契約である以上、会員契約上の禁止行為を行 うことはクレジットカードの濫用であり、信 頼関係を大きく毀損するものであって、信義 則に反する背信的なものであると言わざるを 得ない。したがって、本件でも、基準2をも ち出すまでもなく、端的に会員規約違反をも って信義則違反を認めれば足りたようにも思 われる。

4 本判決の意義等

以上のとおり、本判決は、初めて後リボ変 更をも考慮した上で支払停止抗弁の信義則違 反を認定したものであり、実務上参考に値す るものと思われる。

今後の訴訟実務においても、個別クレジットとクレジットカードの取引実態の差異を踏まえつつ、カード会員規契約が信頼関係に基づく継続的基本契約であるという点に特に留意して、事案に即した個別判断を積み上げていくことが求められるというべきであろう。

[参考文献]

本文中に挙げたもの。